

ユーコープ協力会会則

(目的)

第1条 本会は、会員相互の親睦と相互に情報交流を行い会員の利益の増進をはかると共に、コープ組合員のくらしの向上に貢献することを通じて共存共栄をはかることを目的とします。

(名称)

第2条 本会は、ユーコープ協力会と称します。

(事務局)

第3条 本会の事務局は神奈川県横浜市中区桜木町 1-1-8 のユーコープ内に置きます。

(会員)

第4条 本会の会員は正会員、賛助会員、特別会員をもって構成します。

- (1) 正会員 ユーコープと取引のある者
- (2) 特別会員 ユーコープ

(入退会)

第5条 本会に新たに入会する者は、ユーコープの推薦を受け、役員会の承認を得て、本会に入会することが出来ます。

2. 本会の会員は下記各項のいずれかに該当した場合に、その資格を喪失します。

- (1) 第1項の推薦に値しなくなったとき
- (2) 取引関係が中止した場合
- (3) 本会の趣旨に反する行為があった場合

(異動の届け出)

第6条 会員の名称、所在地、代表者、その他重要な事項に変更を生じた場合にはすみやかに本会事務局に届け出します。

(役員)

第7条 本会には、次の役員をおきます。

会長	1名	本会を代表し会務を統括します
副会長	若干名	会長を補佐します
幹事	総数25名以内	会の運営にあたります
会計	1名	会計の任にあたります
会計監査	1名	会の監査にあたります

2. 本会に名誉会長と顧問数名をおくことができます。

(任期)

第8条 役員は総会で選任し、任期は2年とし、再任は妨げません。

(総会)

第9条 本会は第1条の目的の為に、年1回の総会を開催し、会長が必要と認めた場合は随時臨時総会を開催することができます。

(役員会)

第10条 役員会は年1回会長が招集し、本会の運営方針その他重要な事項を審議します。
2. 前項のほか、会長が必要と認めた時は、随時に臨時役員会を開催することができます。

(会費)

第11条 会費は正会員、特別会員の会費をもってこれに充てます。
2. 正会員の会費は年間20,000円(懇親会費は含まず)とします。
3. 特別会員の会費は年1,000,000円とします。
4. 会費は、毎年6月に納入します。
5. 必要に応じて臨時会費を徴収することが出来ます。
6. 退会の場合は会費は返還しません。

(会計年度および決算報告)

第12条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日とします。

(会則の変更)

第13条 会則の変更は役員会の発議により総会の議決を経てこれを変更します。

(実施期間)

第14条 この会則は1996年4月20日から実施します。
2. この会則は2003年2月17日から改定実施します。
3. この会則は2014年7月29日から改定実施します。
4. この会則は2024年7月30日から改定実施します。

(附則)

第15条 総会の決議を経て、本会則以外に細則を設けることができます。